## 共世罪(テロ等准備罪)から除外された犯罪タリスト(一部)

共謀罪(テロ等準備罪)から除外された犯罪名リスト(一部)									
法律名	*	罪名	刑備	特記事項	参考				
利法	第96条の5	加重封印等破棄等	5年以下の悪役もしくは500万円以下の罰金	「組織的な評問等後妻」(組織犯罪助止法罪3条1号)「組織的な強動執行防害目的財産損職等」(同第3条3号)「組織的な強制執行侵入劫害等」(同第3条4号) 「組織的な強制執行関係表別執言」(同第3条4号) 第96条「封印等破棄」第96条の2「強制執行妨害目的財産損職等」第96条の3「強制執行行為 財害等」第96条の4「強制執行関係表別妨害」は2年以下の懲役で対象外。「組織的な…」は 加重規定で3年以下の懲役となり、対象にすることが可能となった。	「 <mark>報酬を得、又は得させる目的で、人の債務に関して、第06条から前条までの罪を犯した</mark> 者」				
	第101条	看守者等による逃走援助	1年以上10年以下の懲役	法務省の説明では「組織的犯罪集団が実行を計画することが現実的に想定し難い罪」の例と して挙げられている	「法令により拘禁された者を看守し又護送する者がその拘禁された者を逃走させたとき」				
	第109条第2項	自己の所有に係る非現住建造物等放火	6月以上7年以下の懲役						
	第114条	消火妨害	1年以上10年以下の懲役						
	第115条	差し押さえ等に係る自己の物に関する特例	1年以上10年以下の懲役又は10万円以下の罰金						
	第121条	水防妨害	1年以上10年以下の懲役						
	第138条	税関職員によるあへん煙輸入等	1年以上10年以下の懲役 無期又は3年以上の懲役	136条「あへん煙輸入等」137条「あへん煙吸食器具輸入等」139条第2項「あへん煙吸食のための場所提供」は対象	「投製職員が、あへん煙又はあへん煙を吸食するための器具を輸入し、又はこれらの輸入を 許したとき」				
	第154条 第164条	詔書偽造等 御璽偽造及び不正使用等	無朋又は3年以上の懲役 2年以上の有期懲役						
	第171条	虚偽鑑定等	3月以上10年以下の懲役	169条「偽証」は対象	「法律により宣誓した鑑定人、通訳人又は翻訳人が虚偽の鑑定、通訳又は翻訳をしたとき」				
	第172条	虚偽告訴等	3月以上10年以下の懲役		「人に刑事又は懲戒の処分を受けさせる目的で、虚偽の告訴、告発その他の申告をした者」				
	第178条の2	集団強姦等	6月以上10年以下の懲役	177条「強姦」178条「準強制わいせつ及び準強姦」は対象					
	第186条第2項	賭博開帳図利	3月以上5年以下の懲役	「組織的な賭博開帳図利」は対象 (組織犯罪処罰法第3条6号)					
	第194条	特別公務員職権濫用	6月以上10年以下の懲役	「組織的な逮捕監禁」は対象(組織犯罪処罰法第3条8号)	「裁判、検察者しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者がその職権を濫用 して、人を逮捕し、又は監禁したとき」				
	第195条	特別公務員雖行陵虐	7年以下の懲役		「整明、接管系しくは豊富の国界を行う者又はこれらの服務を補助する者が、その服務を行うに貼たり、接続人、機能者で他の名に対して第7点は接着子しては加速の行為をしたとき」「注金により物族された者を寄守し又は推進する者がその物族された者に対して暴行又は接着もしくは加速の行為をしたとき」 譲渡・暴行以外の方法によって精神的又は身体的に影像を与える行為、相当の飲食物を与えない、理報を封げる。全様にして重発心を抱かせる等。(「法律用語辞典」有美額)				
	第197条第1項後段	受託収賄	7年以下の懲役	第1項前段 「投稿」、第2項 (非有収額」、第19 条の2 「第二者情報」 第19条の3 加重収 耐及2 (非後収額) 第19条の4 (あっせん収削 は対象、第196条 (開稿) はお年10万億分の ので「組織的印刷集団」 就でのみの対象 「組織」を実施の対象とすれば、受耗収削」も対象に含まれる。他のものは要件が達 う。「加重収削」は「1年以上の懲役」で、共謀解が成立したときの重削が違う。	「公養務が、その職務に関し、請託を受けて、賄賂を収受し、またはその要求もしくは約束 をしたとき」 総託・勝勝者術から収開者側に、職務上特定行為をするよう依頼すること。(同上) 例: 政治家の口利き				
	第199条	殺人	死刑又は無期懲役若しくは5年以上の懲役	「組織的な殺人」は対象 (組織犯罪処罰法第3条7号)					
	第202条	自殺関与及び同意殺人	6月以上7年以下の懲役						
	第214条 第215条	業務上堕胎 不同意堕胎	6月以上7年以下の懲役 6月以上7年以下の懲役						
	第215条 第218条	个问愿望贈 保護責任者遺棄	6月以上7年以下の懲役 3月以上5年以下の懲役						
	第220条		3月以上5年以下の懲役	「組織的な逮捕監禁」は対象 (組織犯罪処罰法第3条8号)					
	第225条の2	身代金目的略取等	無期又は3年以上の懲役	・組織的な身代金目的略取等」は対象(組織犯罪処罰法第3条10号)	「近親者その他略取され誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じてその財物を交付させる目的で、人を略取し、又誘拐した者」				
	第226条の2第2項	未成年者人身買受	3月以上7年以下の懲役	第226条の2第1項「人身買受」第4項「人身売渡」第5項「所在国外移送目的人身売買」は対 象					
	第226条の2第3項	加害目的人身買受	1年以上10年以下の懲役						
	第227条第2項	身代金目的略取等幇助目的の被略者引渡し等	1年以上10年以下の懲役	第225条の2に対応					
	第241条	強盗強姦	無期又は7年以上の懲役						
	第246条	詐欺	10年以下の懲役	「組織的な詐欺」は対象(組織犯罪処罰法第3条13号)					
	第249条	장喝	10年以下の懲役	「組織的な恐喝」は対象 (組織犯罪処罰法第3条14号)					
	第253条	業務上橫領	10年以下の懲役		·				
	第258条	公用文書毀棄	3月以上7年以下の懲役		「公務所の用に供する文書又は電磁的記録を毀棄した者」 「公務所」: 官公庁その他公務員が職務を行う所				
	第259条	私用文書毀棄	5年以下の懲役		「権利又は義務に関する他人の文書又は電磁的記録を毀棄した者」				
	第260条	建造物等損壊	5年以下の懲役	「組織的な建造物等損壊」は対象 (組織犯罪処罰法第3条15号)	「徳田値を接建」 数略」 英二ノは除土」 立はるの地の土地により しはる建田と記録				
	第262条の2	境界損傷	5年以下の懲役又は50万円以下の罰金		「境界線を損壊し、移動し、若しくは除去し、又はその他の方法により、土地の境界を認識 することができないようにした者」				

## 共謀罪(テロ等準備罪)から除外された犯罪名リスト(一部)

法律名		<b>服</b> 名	刑器	特配事項	94
政治資金規正法	第23条	届け出前の寄付等	5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金	I BTO	
	第25条	報告書の不提出等	5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金		
政党助成法	第43条	偽りその他不正な行為による政党交付金受交付	5年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金	「補助金等の不正受交付」は対象	
	第44条	報告書の不提出等	5年以下の禁錮若しくは100万円以下の罰金		
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	第33条	不正の手段による補助金等の受交付の罪のうち、国または地方自治体の職員が係る場合	5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金	一般人による「補助金等の不正受交付」は対象	
相轉稅法	第68条	偽りにより相続税、贈与税を免れる行為等の罪	10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金	所得税の不納付、所得税、法人税、消費税の脱税は対象	
	第221条第2項	中央選挙委員会の委員等及び公安委員会の委員・警官等による買収・利害誘導	4年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金		
	第222条第3項		4年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金		
	第222条		5年以下の懲役若しくは禁錮		
			4年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金		
	第223条第2項	中央選挙委員会の委員等及び公安委員会の委員等・警官等による候補者・当選人に対する 買収・利害誘導	5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金		
	第223条第3項		5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金		
	第223条の2第1項	新聞、雑誌の不当利用	5年以下の懲役若しくは禁錮		
			6年以下の懲役若しくは禁錮		
公職選挙法		おとり	1年以上5年以下の懲役又は禁錮		
			1年以上6年以下の懲役又は禁錮		
			4年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金		
			4年以下の禁錮		
			4年以下の懲役若しくは禁錮		
			1年以上7年以下の懲役又は禁錮		
			6月以上5年以下の懲役又は禁錮		
			5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金		
			5年以下の禁錮若しくは禁錮又は50万円以下の罰金		
	第253条	選挙人等の偽証	3月以上5年以下の禁錮		